



2026年2月10日

各 位

会 社 名 ナラサキ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 克久
(コード番号 8085 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼専務執行役員 米谷 寿明
(TEL : 03-6732-7350)

「従業員持株E S O P信託」再導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. E S O P信託再導入の目的

当社は、中期経営計画において、「チームナラサキ」としての総合力を発揮し、真の価値あるソリューションを提供することにより、持続的成長と更なる企業価値向上を目指しております。

従業員の経営参画意識の向上を促し、中長期的な経営目標を達成するため、グループ従業員(以下「従業員」といいます。)に対する業績連動型インセンティブ・プランとして、2020年3月より従業員持株会の仕組みを応用したE S O P信託を導入しておりましたが、2025年4月に終了したことに伴い、再導入することといたしました。

2. E S O P信託について

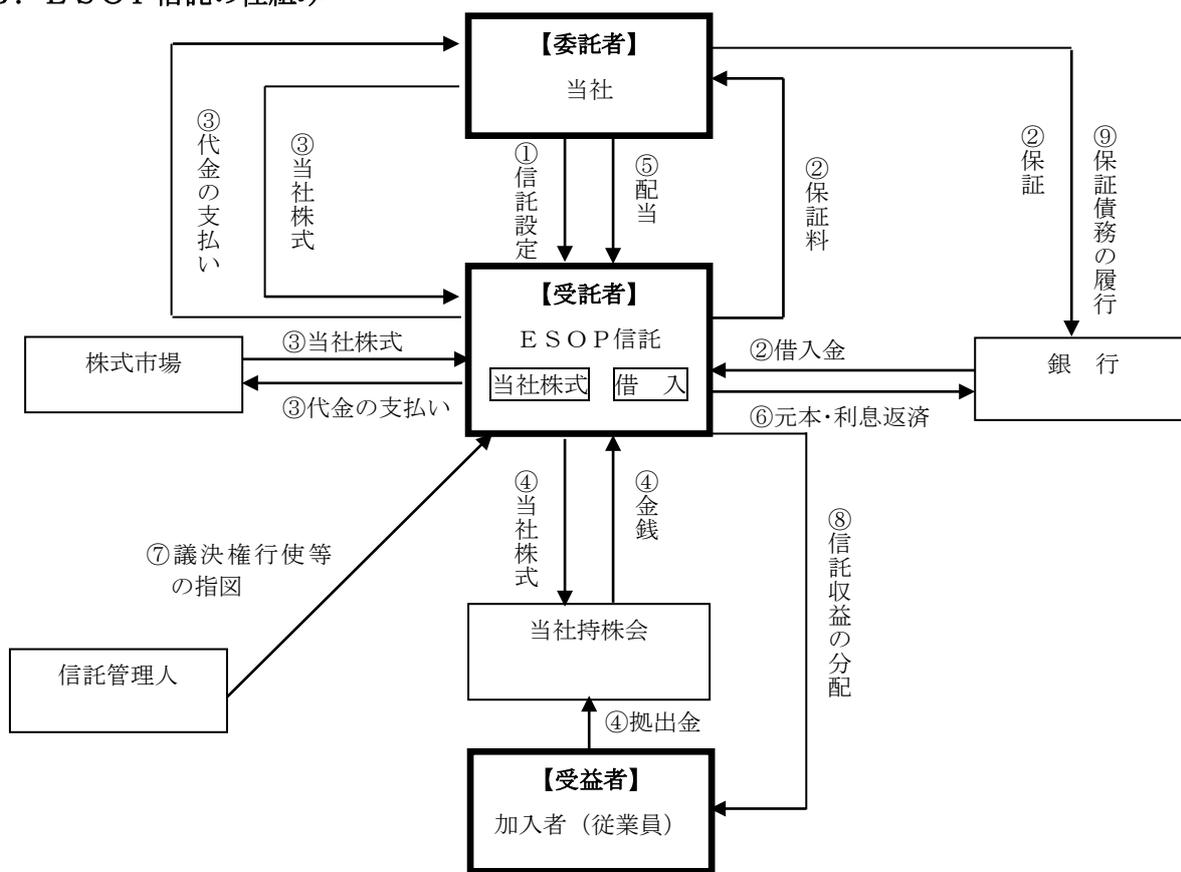
E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ナラサキ産業社員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

なお、本日発表した「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」のとおり、当社は自己株式の取得を予定しておりますが、取得した自己株式の一部は従業員持株E S O P信託に対して自己株式を処分する予定です。処分株数、価格等の詳細は決定次第改めてお知らせいたします。

また、本信託の設定時期、期間等の詳細につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とする E S O P 信託を設定いたします。
- ② E S O P 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が E S O P 信託の借入について保証を行います。
- ③ E S O P 信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式）から取得いたします。
- ④ E S O P 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
- ⑤ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑥ E S O P 信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑧ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
- ⑨ 信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

以上